

# あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (エリアビジョン・マッチング) 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (エリアビジョン・マッチング) 実施委託業務

## 2 事業目的

愛知県は、2026 年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域（以下「当エリア」）を、5G等先端デジタル技術の実証意図があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030 年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指している。

本事業では、オープンイノベーションフィールドとして当エリアの目指すべき姿を検討するとともに、フィールドマッチングの実施、ワンストップ窓口を設置する。

## 3 業務内容

### (1) エリアビジョンの検討・協議会等の設立支援

「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」としての当エリアの目指すべき姿について、①国内外から見た当エリアの強みや特性を他事例やデータから分析する、②当エリア内の事業者、施設及び自治体等のニーズ（課題感やソリューションへのニーズ、実証フィールドの提供意図、地域が主体的にエリアをオープンイノベーションフィールドとして発展させていく協議会等組織体の設置意図等）をヒアリング調査する、③スタートアップを含む先進的テック企業等が実証フィールドとしての当エリアへの期待をヒアリング調査する、等により明確化するとともに、方向性やイノベーションフィールドとして活用され続けるための仕組みの検討及び協議会等の設立支援を行う。

<分析・調査から明らかにする事項>

- ・国内外から見た当エリアの強みや特性
- ・当エリア内の事業者、施設及び自治体等のニーズ（課題感やソリューションへのニーズ、実証フィールドの提供意図、組織体の設置意図等）
- ・当エリアが有すべき機能
- ・当エリアが目指すべき姿や方向性
- ・当エリアが持続的にオープンイノベーションフィールドとして活用される仕組み 等

※ 当エリア内の代表的な事業者、施設は中部国際空港、愛知県国際展示場、イオンモール常滑 等

### (2) フィールドマッチングの実施

当エリアを「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として活用し、自社の技術・サービス等を実証したいテック企業等のアイデア／シーズ提案を募集し、実現可能性や社会的インパクト等を踏まえて選定した3件程度について、当エリア内の事業者、施設及び自治体等との調整や、実証フィールドの確保等の支援を行う。

### (3) デジタルイノベーションワンストップ窓口の運営

先端デジタル技術を活用した実証・実装の意向を有する企業・施設や自治体等の相談にワンストップで対応する窓口を設置し、当エリアを活用した実証・実装の取組の各種相談、マ

ッチング支援を行う。

加えて、「(2) フィールドマッチングの実施」でマッチングした事業者に対する相談、伴走支援を実施する。

- ・相談窓口は、Web サイト及びメール、電話等、利便性を鑑みた複数の受付方法を用意すること。
- ・相談窓口は契約締結後、速やかに設置し、契約期間終了まで運営すること。
- ・相談内容は、以下の内容を想定している。  
デジタル技術の実証・実装に向けたアドバイス、マッチング支援、規制・許可に関する所管官庁等への取り次ぎ・申請サポート、資金支援（補助金等）の相談
- ・補助金等を活用する場合、実証実験に係る公募申請手続き等のサポートを行うこと。
- ・相談企業の希望に応じて訪問又は随行支援を行い、相談内容の解決に向けた支援を実施すること。なお、移動等にかかる費用は委託業務に含むこと。

#### (4) 当エリアのブランディング・周知広報

##### ア あいちデジタルアイランド・キックオフフォーラム（仮称）の実施

- ・オープンイノベーションに係るセミナー及びネットワーキング
- ・当エリアを実証フィールドとして活用したいテック企業等からの提案の募集（「(2) フィールドマッチングの実施」に係るアイデア／シーズ募集）
- ・別途委託する「先端デジタルサービス実装パイロット事業」の周知 等

##### イ あいちデジタルアイランド・中間フォーラム（仮称）の実施

- ・オープンイノベーションに係るセミナー及びネットワーキング
- ・「(1) エリアビジョンの検討・協議会等の設立支援」にて実施するエリア分析、ニーズ調査等を踏まえた当エリアが目指すべき姿の素案の提示
- ・「あいちデジタルアイランド・キックオフフォーラム（仮称）」にて募集した実証フィールドの提案に対するマッチング状況の報告
- ・別途委託する「生体認証システム・ユースケース拡大」、「生体認証システム・サービス連携」、「データを活用した行動変容」及び「先端デジタルサービスパイロット事業」の進捗報告

##### ウ あいちデジタルアイランド・フォーラム（仮称）の実施

- ・オープンイノベーションに係るセミナー及びネットワーキング
- ・とりまとめたエリアビジョンの提示
- ・別途委託する「生体認証システム・ユースケース拡大」、「生体認証システム・サービス連携」、「データを活用した行動変容」及び「先端デジタルサービスパイロット事業」を含めたあいちデジタルアイランドプロジェクト全体の最終成果報告

##### エ その他

- ・周知素材、資料の作成を行うこと。
- ・効果的な当エリアのブランディングや国内外のスタートアップを含む先進的テック企業等への周知方法の提案を行うこと。
- ・本県の行う当エリアでの各種プロジェクトと、デジタル関係企業が参画するオープンコミュニティとの連携を図りオープンイノベーションの促進をすること。
- ・自社の持つコネクションを活用し、国内外の先進的テック企業等に周知し、誘致を行うこと。
- ・国内での事例が少ない先端的な技術を使用する実証実験を積極的に推進すること。

#### (5) その他

- ・必要に応じて速やかに現地に訪問できる体制を構築すること。
- ・打合せやヒアリング、フォーラム等の議事録を作成し、速やかに県へ提出すること。

■ スケジュールのイメージ

区 分	6月	7～9月	10～12月	1～3月
(1) エリアビジョンの 検討・協議会等の設 立支援	分析・調査計画 策定、基礎調査	分析・調査 協議会等の設立支 援	中間とりまとめ 協議会等の設立支 援	最終とりまとめ 協議会等の設立支 援
(2) フィールドマッチ ングの実施		アイデア／シーズ の提案募集	実証フィールドの 調整確保	
(3) デジタルイノベー ションワンスタッ プ窓口の運営	窓口開設	相談・伴走支援	相談・伴走支援	相談・伴走支援
(4) 当エリアのブラン ディング・周知広報		キックオフフォー ラム（仮称） 周知広報	中間フォーラム （仮称） 周知広報	フォーラム（仮称） 周知広報

#### 4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費  
  - 専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費  
  - 事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費  
  - テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費  
  - 事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費  
  - 事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費  
  - 一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料  
  - 事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他  
  - 本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費  
  - 上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税  
  - 上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 5 成果物

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ・事業実施報告書（総括版）（A4）      | 2部 |
| ・事業実施報告書（公開版）（A4）      | 2部 |
| ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） | 1式 |
| ・その他県が指示したもの           |    |

## 6 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

## 7 その他

- (1) 県が実施する各事業の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 法制度を順守し、事業を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 事業を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本事業に係る設備の設置及び実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (11) 受託事業者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (12) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。